

# 都市計画道路の見直し方針(素案)を公表します

## 都市計画道路とは

都市計画法に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められ、都市の骨格となるもので交通機能だけでなく、都市環境、ライフライン、防災などの空間を確保する機能を持つ、まちづくりに大きく関わる道路です。

本市で最初に決定した都市計画道路は旧中野町時代の昭和26年に計画されたもので、以降、昭和38年、46年、48年、平成6年、14年と社会情勢に合わせて路線の追加や計画変更を重ねています。

現在、市内の都市計画道路の計画路線は、県道を含め17路線、総延長3万8620mで、そのうち整備済みの路線

は2万4730m、64%の整備率です。

## 見直しの必要性

未整備の都市計画道路の多くは、高度成長期の人口増大や交通量の増大など、市街地の拡大を背景に計画されたものです。

しかし、少子高齢化や長引く経済不況の中、人口減少や環境問題、将来自動車需要など社会や経済の情勢は大きく変化しています。これらを踏まえた道路に求められる役割と機能を再確認し、都市計画道路網を見直す必要があります。

また、長期間、未整備の都市計画道路沿線には、建築物

などに法的規制が課せられています。このため、市では「長野県都市計画道路見直し指針」(平成18年3月)を参考に未整備の都市計画道路の見直しを検討してきました。

## 見直しの経過

見直しの検証は、平成20年から作業に着手し、外部有識者で構成する「都市計画道路見直し検討部会」、庁内職員で構成する「専門部会」、「検討委員会」、そして「都市計画審議会」をそれぞれ開催し検討を進めてきました。

この中で、現状の把握、見直し候補路線の抽出、必要性、実現性、妥当性の検討、

辺の環状機能など、必要な機能が充足されていない場合に路線を追加」

## 今後のスケジュール

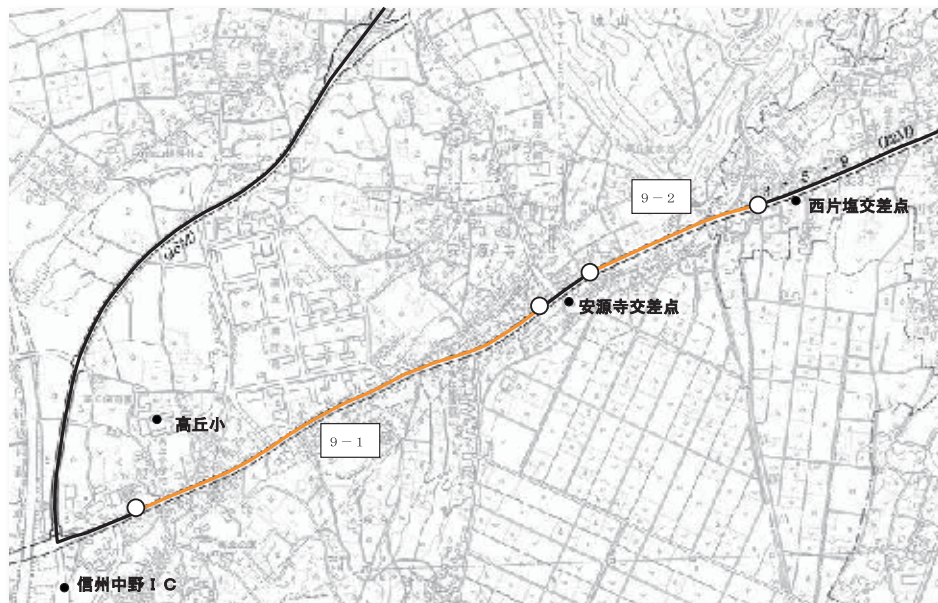
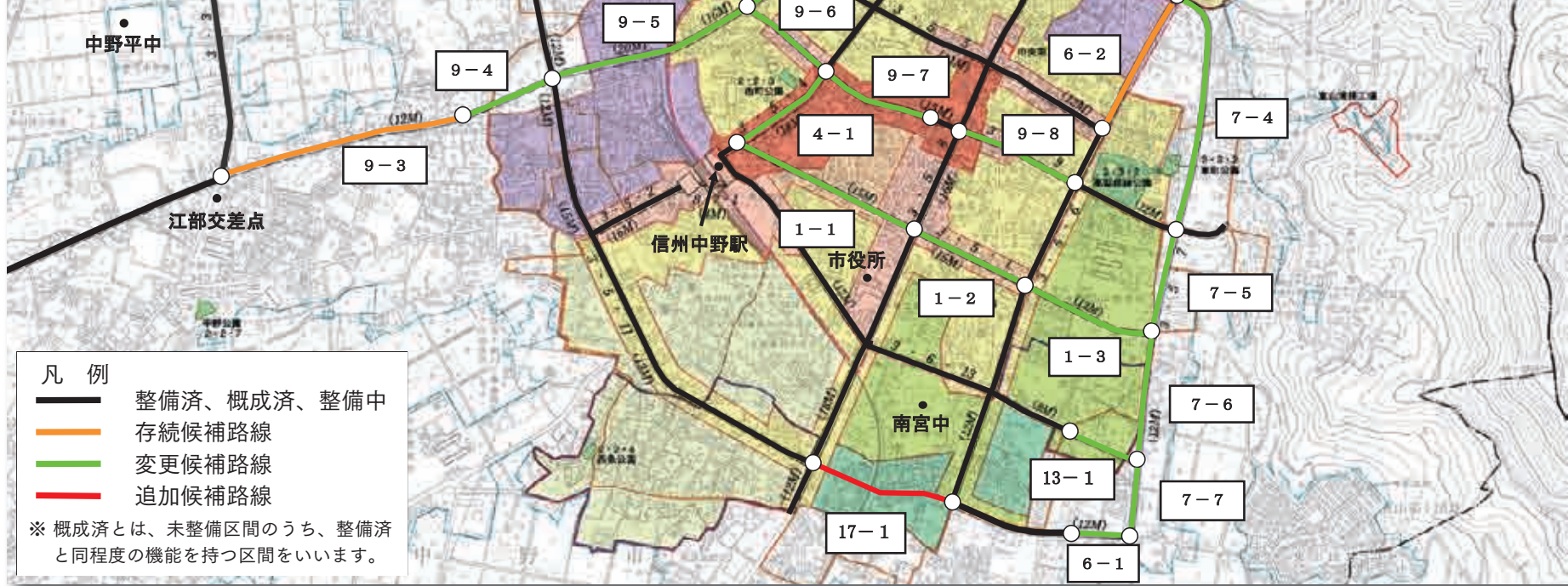
パブリックコメント(市民意見提出手続き)を行い、更に市内4カ所での説明会を開催するなど、市民の皆さんからいただいたご意見を参考にしながら、「見直し方針の素案」を「見直し案」として確定していきます。

この「見直し案」に基づき、計画を変更・追加と位置付けた路線は、優先順位などを定め、関係地区の皆さんにあらためて説明会を開催し、合意形成を図り、都市計画審議会での審議などの都市計画法に基づく法定手続きを進めます。

- ① 存続  
【必要性、実現性のあるものは計画通り存続】
- ② 変更  
【機能を代替する既存路線(都市計画道路以外)が存在する場合には、計画していた都市計画道路をその路線に変更。または、都市計画道路と他の既存道路とで交通機能を分散させて幅員を縮小。あるいは、各種機能面から必要がないと判断した場合は廃止】
- ③ 追加  
【現在の計画では、市街地周

## 見直し方針(素案)の概要

番号別路線一覧	
三好町線	1-1 ~ 1-3
北中野線	3-1
駅前線	4-1
辰巳町線	6-1 ~ 6-3
松川上小田中線	7-1 ~ 7-7
立ヶ花東山線	9-1 ~ 9-8
吉田栗和田線	10-1
東吉田線	12-1 12-2
南宮線	13-1
松川一本木線	16-1 16-2
(仮称)吉田西条先線	17-1



## ご意見を募集します

この「見直し方針(素案)」に関するご意見をお寄せください。

- 見直し方針(素案)の公表場所
- ・ 市役所都市計画課
- ・ 豊田支所地域振興課
- ・ 市公式ホームページ
- <http://www.city.nakano.nagano.jp>

ご意見の取り扱い  
提出いただいたご意見は、内容を整理した上で、広報紙または市公式ホームページで公表します。

公表の際は、住所、氏名など個人情報に関する事項は公表しません。

なお、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

- 公表期間 2月1日(水)～29日(水)
- 提出期限 2月29日(水)
- ご意見の提出方法
- 住所、氏名、電話番号を明記の上、文書を直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・Eメールのいずれかの方法で提出してください。
- ※任意の様式で可

- 問い合わせ・提出先
- 〒383-18614 (住所記載不要) 市役所都市計画課 監理計画係
- ☎(22)2111 (内線269)
- ファクス(22)5925
- Eメール [toshikei@city.nakano.co.jp](mailto:toshikei@city.nakano.co.jp)